

まさ屋旅館 宿泊規約・約款

第1条（適用範囲）

[1] まさ屋旅館（以下、当館）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、

この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

[2] 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条（宿泊契約の申込み）

[1] 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

宿泊者名及び人数

宿泊日及び到着予定時刻

宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）

その他当館が必要と認める事項

[2] 宿泊客が、宿泊中に宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

[1] 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条（宿泊時の持ち込み品等について）

当旅館に次のようなものをお持ち込みにならないで下さい。

1. 動物などペット類一般
2. 不潔または悪臭のため、他のお客様に迷惑をかけるもの
3. 著しく多数量の物品
4. 発火又引火しやすい火薬類、プロパンガス、油類又は危険性のある物品
5. 保持を許可されていない銃砲、刀剣類
6. 暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等、電気調理器具、火災の恐れがあるもの。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
4. 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき
5. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

- 6.天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
7. 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
8. 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
- 9.身体衣服が著しく不潔で他の宿泊客に不快の念を抱かせると認められるとき。
- 10.未成年者が保護を必要とする状況にあると認められるとき。
- 11.暴力団及び暴力団が事業活動を支配又は支配する法人、団体の一員であると認められたとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

- [1] 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- [2] 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、違約金を申し受けます。ただし、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- [3] 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 (当館の契約解除権)

- [1] 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 1.宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - 2.宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - 3.宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - 4.天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - 5.寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき

第8条 (宿泊の登録)

- [1] 宿泊客は、宿泊日当日、当館において、次の事項を登録していただきます。

宿泊客の氏名、年令、性別、住所、電話番号及び勤務先名

外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

出発日及び出発予定時刻

その他当館が必要と認める事項

第9条 (客室の使用時間)

- [1] 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日午後4時から出発日午前10時まで使用することができます。
- [2] 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

超過 3 時間までは、宿泊料相当額の 30%

超過 5 時間以上は、宿泊相当額の 100%

前項の宿泊相当額は、基本宿泊料の 100%

※ お断りする場合があります。

第 10 条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて客室内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 12 条（客室の使用時間）

[1] 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

[2] 前項の宿泊料金等の支払いは、現金により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時において行っていただきます。

[3] 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条（当館の責任）

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

[1] 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を可能な限り、あっ旋するものとします。

第 15 条（寄託物等の取扱い）

当館では、お客様から一切の預かり物を受け付けておりません。ご了承ください。また、中身の保障はいたしません。

第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

[1] 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡しします。

[2] 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後 最寄りの警察署に届けます。

第 17 条（駐車場の責任）

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当館及び当館利用客が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表 1 項目 内訳

宿泊客が支払うべき総額 宿泊料金

[1]基本宿泊料

1泊2食付き・・・8,500円～

1泊朝食付き・・・6,300円～

1泊素泊り・・・5,300円～

税金 料金はすべて税別価格、人数と部屋のタイプに応じて料金変動、冬季暖房料金別キャンセル料～キャンセル料は以下の通り頂戴いたします。

連絡なしの不泊：宿泊料金の100%

当日：宿泊料金の100%

前日：宿泊料金の80%

2日前から：宿泊料金の50%

7日前から：宿泊料金の20%

※団体宿泊（10名以上）は2週間前から100%となります。

（注）

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

第19条（旅館利用上のお願い）

旅館の公共性と安全性を確保する為、当旅館をご利用のお客様は、下記の規則をお守りいただくようお願い申し上げます。この規則で、定められた事項をお守りいただけない場合には、ご利用をお断りすることもございますのであらかじめご承知下さい。

1. 当旅館で、他のお客様にご迷惑を及ぼすような高声、放歌及びテレビやラジオの音量を大きくする等喧騒な行為はなさないで下さい。

2. 外来客を客室内にお招きになったり、客室内の諸設備、物品などを使用させたりなさないで下さい。

3. 当旅館で、とばく又は風紀を乱すような行為はなさないで下さい。

4. 当旅館で、みだりに広告物の配布、掲示又は物品の販売等をなさないで下さい。

5. 旅館外から飲食物の出前をとらないで下さい。

6. 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさないで下さい。

7. 当旅館の諸設備、諸物品を本来の目的以外の用途に使用なさないで下さい。

8. 当旅館の諸設備、諸物品を他の場所へ移動させること等、現状を変更するようなことはなさないで下さい。

平成29年8月1日制定